

適合証明業務料金表(消費税込)

| 新 築 住 宅 | | | | | | | | | | | |
|---|--------|-----------|---|--|--------|--------------------------|---|---|--------|--------------------------|---|
| 一 戸 建 て 住 宅 等 (フラット35・財形住宅融資) | | | | | | | | | | | |
| 設計検査申請 | | | P | 中間現場検査申請 | | | P | 竣工現場検査申請・適合証明申請 | | | P |
| 単独 | | ¥8,000 | 1 | 単独 | | ¥12,000 | 1 | 単独 | | ¥15,000 | 1 |
| 当機関で基準法の建築確認と同時契約をされた場合 | | ¥6,000 | 1 | 当機関で基準法の中間検査と同時契約をされた場合 | | ¥5,000 | 1 | 当機関で基準法の完了検査と同時契約をされた場合 | | ¥8,000 | 1 |
| 共 同 住 宅 (1棟あたり) | | | | | | | | | | | |
| 設計検査申請(一般及び一括申請共通) (フラット35・財形住宅融資・賃貸住宅融資) | | | P | 竣工現場検査申請・適合証明申請(一般申請) (フラット35・財形住宅融資) | | | P | 竣工現場検査申請・適合証明申請(一括申請) (フラット35・財形住宅融資・賃貸住宅融資) | | | P |
| 単独 | 1戸～4戸 | ¥8,000 | 1 | 単独 | 1戸～19戸 | ¥10,000+ ¥2,000×戸数 | 2 | 単独 | 1戸～19戸 | ¥10,000+ ¥1,000×戸数 | 2 |
| | 5戸～9戸 | ¥2,000/戸 | 2 | | 20戸以上 | ¥50,000+10戸 毎¥5,000加算 | 4 | | 20戸以上 | ¥30,000+10戸 毎¥5,000加算 | 4 |
| | 10戸以上 | ¥20,000/棟 | 4 | | | | | | | | |
| 当機関で基準法の建築確認と同時契約をされた場合 | 1戸～7戸 | ¥7,000 | 1 | 当機関で基準法の完了検査と同時契約をされた場合 | 1戸～19戸 | ¥2,000/戸 | 2 | 当機関で基準法の完了検査と同時契約をされた場合 | 1戸～19戸 | ¥1,000/戸 | 2 |
| | 8戸～19戸 | ¥1,000/戸 | 2 | | 20戸以上 | ¥40,000+10戸 毎¥4,000加算 | 4 | | 20戸以上 | ¥20,000+10戸 毎¥2,000加算 | 4 |
| | 20戸以上 | ¥20,000/棟 | 4 | | | | | | | | |
| 中 古 住 宅 | | | | | | | | | | | |
| フラット35・財形住宅融資(一戸建て住宅等、共同住宅) | | | | | | | | ¥43,000 (1戸あたり) | | 1P | |
| 中古マンションららくらフラット35登録用 <small>(住戸内の技術基準が設計図書で確認できる場合に限り)</small> | | | | | | | | ¥80,000 (1棟あたり) | | 2P | |

※竣工済特例をご利用の場合の料金は、設計検査、中間現場検査及び竣工現場検査の料金を合計した額とします。

※フラット35S(優良住宅取得支援制度)は、下記の金額を加算して下さい。(新築住宅の場合は、設計検査時のみ加算して下さい。)ただし、設計住宅性能評価(当機関に申請)で所定の等級を取得している場合は適用しません。
 なお、長期優良認定住宅はフラット35Sとしての物件検査は必要ありません。(ただし、フラット35の物件検査は必要です。)
 また、「20年金利引下げタイプ」の省エネルギー性を選択の場合は加算なしとします。(ただし、別にエコポイント対象住宅証明書(判定基準が住宅事業建築主基準のもの)、または、登録建築物調査機関が発行する住宅事業建築主基準に係る適合証が必要です。)

新築一戸建 ¥20,000
 新築共同住宅(基準法と同時申請) ¥40,000(1棟あたり)
 新築共同住宅(単独申請) ¥100,000(1棟あたり)
 中古住宅「中古タイプ」 加算なしとします。ただし、中古マンションららくらフラット35登録用につきましては、設計図書で技術基準が確認できる場合に限りです。
 中古住宅「通常タイプ」「20年金利引下げタイプ」の場合は担当者までお問合せ下さい。

※京都府南丹市以北、大阪府、奈良県の中古住宅、新築住宅(単独申請)の中間、竣工現場検査は、遠隔地経費としてそれぞれ別途¥20,000を申し受けます。(ただし、住宅性能評価(建設評価)の検査と同時に実施する場合は除きます。)

※中古住宅(共同住宅)で同一マンションでの2戸以上の申請の場合、2戸目以降は1戸あたり¥5,000(フラット35Sは¥20,000)とします。2戸目以降の申請日が1戸目と異なる場合も適用します。ただし、1戸目の申請日が平成21年1月5日以降で、1戸目の適合証明書の有効期間内に限ります。なお、適合証明書の有効期限は1戸目の適合証明書と同じ日になりますのでご注意ください。

※中古住宅で再検査が必要となった場合の料金は¥20,000とします。